

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の見直し・延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。産業構造の変化を見据えた企業の事業の変革に向けては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が不可欠。外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった「新たな日常」への適応に向け、給与を含めた多様な人材投資を支えていくため、所要の見直しを行う。</p> <p><参考：現行制度の概要> 企業が賃上げや設備投資を行う際に、①継続雇用者給与等支給額（※1）が前年度比で3%以上増加していること、かつ②設備投資額が減価償却費の9.5割以上であること、の2つの要件を満たしている場合には、給与等支給額の前年度からの増加額に雇用安定控除調整率を乗じた額を、付加価値額から控除する。</p> <p>・ 特例措置の内容 ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応のための事業変革の実現に向け、外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった給与を含めた多様な人材投資を支えていくため、所要の見直しを行う。</p> <p><参考> ※1…継続雇用者給与等支給額とは、前事業年度の期首から適用年度の期末までの間全ての月での給与等の支給を受けており、一般被保険者であった者を指す。</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第11項 地方税法附則第9条第13項、第14項、第15項、第16項及び第17項 租税特別措置法42条の12の5、68条の15の6 租税特別措置法施行令第5条の6の4、第39条の47</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（精査中） [平年度] 精査中（精査中） [改正増減収額] ー</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	

要望理由

(1) 政策目的

現行の「賃上げ・生産性向上のための税制」は、「賃上げ」と「設備投資」という2つの要件を通じて、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の良い循環の実現を図るという政策目的の下、平成30年度から3年間の適用期限で運用をされてきたもの。賃上げについては平成26年度以降7年連続で賃上げの流れが継続し、本税制の効果もあり毎年2%程度の高水準の賃上げを実現(※1)。また、設備投資についても、これまで継続して増加傾向にある(※2)。

その一方で、今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さを踏まえれば、企業においてはまずは、雇用の維持や事業の継続のための人材の確保といった足元の喫緊の課題への対応が第一にあり、その上で、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業の変革や新たなビジネスモデルの構築に向けた給与を含めた人材投資の下支え・拡充を図っていくことが必要。

現下の世界・日本経済の状況や企業の経営環境は大きく変化しており、その変化も踏まえた見直しが必要。世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの数年の間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資を図っていくことが必要である。

(2) 施策の必要性

ウィズコロナ/アフターコロナの「新たな日常」に適応していくための企業の事業変革の取組を進めていくために、給与を含めた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資の下支えが必要。

<参考>

※1…日本労働組合総連合会「春季生活闘争による賃上げ率」に基づく。

※2…財務省「法人企業統計調査」に基づく。

本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 経済基盤、新陳代謝</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月閣議決定）（抜粋）</p> <p>① 第 1 章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 4. 「新たな日常」の実現 (iii) 「人」・イノベーションへの投資の強化 「新たな日常」の実現に向けた社会変革の推進力となる人材が従来に増して必要となっていることから、教育の充実により、課題設定・解決力や創造力を発揮できる人材育成を推進する。また、科学技術・イノベーションを加速し、生産性向上を通じた経済成長を実現する。デジタル化・人的資本形成・イノベーションの 3 分野、いわゆる無形資産への投資を強力に推進することが、将来の成長の鍵となる。</p> <p>② 第 3 章 「新たな日常」の実現 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現 (2) 所得向上策の推進、格差拡大の防止 経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、（中略）</p>
	政策の達成目標	給与を含めた多様な人材投資を通じた、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業変革の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた多様な人材投資を図ることが必要であることから、令和 4 年度末までの措置を講ずる必要がある。
	同上の期間中の達成目標	令和 4 年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員 1 人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること。

	政策目標の達成状況	<p>平成30年度時点の①給与所得者の平均給与額は約371.6万円（※1）、令和元年度の②従業員1人当たりの教育訓練費は約2.0万円となっている（※2）。</p> <p><参考> ※1…国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者1人当たりの平均給与額（各年における1年間の支給総額（給料・手当て及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額を給与所得者数で除したも）。令和2年9月末時点において、平成30年度の結果が最新のため、平成30年度の結果を記載。 ※2…厚生労働省「能力開発基本調査」における大企業（従業員300人以上）のOff-JT（OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）を含む。）に支出した教育訓練費（従業員1人当たり）。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。産業構造の変化を見据えた企業の事業の変革に向けては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が不可欠であり、外部専門人材の獲得による給与額の増加及び社内人材の育成強化による教育訓練費の増加を促すことにより、企業の多様な人材投資を下支えし、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた企業の事業変革の実現が図られる。</p>
ページ		13-5

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	雇用に係る税制として、厚生労働省の雇用促進税制においては、東京 23 区から本社機能を地方に移転する事業や地方において本社機能を拡充する事業について、一定の要件を満たした場合に法人税の税額控除を講じているが、本社機能の地方移転・地方分散化を促すという政策目的に照らしても、本税制とは位置付けが異なる
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さは全国分け隔てなく影響するものであり、給与を含めた多様な人材投資を通じたウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業変革の実現という政策目標の達成のためには、産業問わず全ての企業を対象とした上で、全国遍く政策効果を行き渡らせる必要があるため、税制措置を講ずることが適当。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>①減収額実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度 : 1,688 億円 ・ 平成 27 年度 : 1,724 億円 ・ 平成 28 年度 : 1,880 億円 ・ 平成 29 年度 : 2,034 億円 ・ 平成 30 年度 : 1,547 億円 <p>②適用事業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度 : 4,075 件 ・ 平成 27 年度 : 3,980 件 ・ 平成 28 年度 : 3,787 件 ・ 平成 29 年度 : 3,645 件 ・ 平成 30 年度 : 2,843 件
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 25 年度の所得拡大促進税制の創設以降、2%程度の高水準の賃上げを達成している。</p> <p><参考> 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」 2013 年 : 1.71%、2014 年 2.07%、2015 年 : 2.20%、2016 年 : 2.00%、2017 年 : 1.98%、2018 年 2.07%、2019 年 : 2.07%、2020 年 1.90%</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 25 年度の所得拡大促進税制の創設以降、2%程度の高水準の賃上げを達成しており、これまで堅調に推移している。</p> <p><参考> 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」2013 年 : 1.71%、2014 年 2.07%、2015 年 : 2.20%、2016 年 : 2.00%、2017 年 : 1.98%、2018 年 2.07%、2019 年 : 2.07%、2020 年 1.90%</p>

これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none">平成 25 年度：所得拡大促進税制（給与等支給額の平成 24 年度からの増加額の 10%を税額控除）の創設。適用期限は平成 27 年度末。平成 26 年度：給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の 2 年延長。平成 27 年度：給与等支給額の総額増加要件の緩和平成 29 年度：給与等支給額の平均額増加要件の厳格化平成 30 年度：大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制（給与等支給額の前年度からの増加額の 15%又は 20%を税額控除）の創設。適用期限は令和 2 年度末。令和 2 年度：設備投資の減価償却費割合要件の厳格化
-----------	--